

監 第 1 3 7 1 号
令和 3 年 2 月 2 4 日

部内各課（廨）長 様

土 木 部 長
(公 印 省 略)

「令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和 3 年度設計業務委託等技術者単価」の運用に係る取扱いについて（通知）

今般、「令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和 3 年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）が決定され、国土交通省不動産・建設経済局長より令和 3 年 2 月 1 9 日付け国不入企第 3 4 号により、技能労働者への適切な賃金水準の確保を図る観点から、新労務単価の早期適用及びインフレスライド条項の適用等に関して要請があったところである。

よって、本県が発注する工事及び委託業務においても、本年 3 月 1 日から、新労務単価及び新技術者単価（以下「新労務単価等」という。）を適用することとし、下記のとおり行うこととしたので、新労務単価等の上昇に伴う取扱いに万全を期するとともに、受注者に対する周知にも留意されたい。

記

1 インフレスライド条項の適用について

令和 3 年 2 月 2 8 日以前に契約を締結した工事のうち、令和 3 年 3 月 1 日において工期の始期が到来しているものについては、別添 1 「賃金等の変動に対する石川県建設工事標準請負契約約款第 2 5 条第 6 項の運用について」のとおりとする。

令和 3 年 2 月 2 8 日以前に契約を締結した工事のうち、令和 3 年 3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、別添 1 の規定（1.（2）及び 4.（3）を除く。）を準用するものとする。

2 新労務単価等の運用に係る特例措置について

令和 3 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事又は委託業務のうち、従前の労務単価又は技術者単価を適用して予定価格を積算した契約について、発注者から受注者に対し、新労務単価等に基づく契約金額に変更するための協議を行うこととし、その具体的な取扱いは、別添 2 「新労務単価等の運用に係る特例措置について」のとおりとする。